

建設水道常任委員会

令和元年12月9日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也	○木澤 正男	溝部真紀子
齋藤 文夫	中川 靖広	大森恒太郎
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	都 市 建 設 部 長	植村 俊彦
建 設 農 林 課 長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	三原 進也
都 市 整 備 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
上 下 水 道 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	上田 和弘
同 課 長 補 佐	田口三十士		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 溝部委員、齋藤委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、溝部委員、齋藤委員のおふたりを指名いたします。おふたりには、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

まず初めに、1. 付託議案、（1）議案第65号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田上下水道課長。

上下水道 それでは、議案第65号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

課長

最初に議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

上下水道 それでは、末尾に添付しております要旨により説明させていただきます。本条例は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。主な改正内容といたしまして、指定給水装置工事事業者の更新指定手数料の新設でございます。指定給水装置工事事業者の資質の維持と向上を図ることを目的として、給水装置工事

課長

事業者の指定の有効期間を新たに5年と定めた更新制が導入されたことに伴い、更新の手続きに係る手数料として、3千円を規定するものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行いたします。

以上、議案第65号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何卒、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この金額が別にだめだというわけじゃないんですけど、どうも近隣の町に聞きますと、この金額じゃないようなんですけども、斑鳩町でこの金額にされた根拠ですね、確認させていただけますか。

委員長 上田上下水道課長。

上下水道課長 斑鳩町におきましての、更新手数料3千円の根拠ということでございます。新規手数料につきましては、今まで永年といたしまして3千円、同額でとっておりました。その新規手数料と同事務作業が必要であるということで、同じ金額に設定させていただいたものでございます。

木澤委員 今までは永年ということで3千円とおられましたけど、5年ごとの更新なんで、斑鳩町の収入としてはふえますけども、金額的にはそれでいけるということではないんですかね。

上下水道課長 事務手数料で、これでいけるということです。

課長

委員長 他に、ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第65号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第70号 令和元年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上田上下水道課長。

上下水道
課長

それでは、議案第70号 令和元年度 斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号) についてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道
課長

それでは、補正予算書によりご説明申し上げます。補正予算書の3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出で、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用におきまして、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正として、第1目 原水及び浄水費で189万8千円の増額、第2目 配水及び給水費で32万4千円の増額、第4目 総係費で40万円の減額となり、総額182万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

(朗読)

上下水道課長 以上、議案第70号 令和元年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について、の説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり、可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第70号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。
次に、(3) 議案第71号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 上田上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第71号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。
はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道
課長

それでは、補正予算書によりご説明申しあげます。補正予算書の4ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入では、第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益、第1目 他会計補助金で318万8千円の増額。支出では、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用、第2目 総係費で318万8千円の増額をお願いするもので、収益の部に係ります人件費についての人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等に伴う補正でございます。

次に、5ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入では、第1款 資本的収入、第3項 補助金、第1目 国庫補助金で1,750万円の減額、第2目 他会計補助金で245万円の増額、合計1,505万円の減額補正、支出では、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 管路建設改良費で1,505万円の減額補正をお願いするものでございます。内容といたしまして、国庫補助金の内示が確定したことに伴う減額補正と、資本の部に係ります人件費についての人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等に伴う補正でございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

(朗 読)

上下水道
課長

以上、議案第71号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第71号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長

おはようございます。それでは、継続審査(1)都市基盤整備事業に関することについてご報告申しあげます。

かねてから、ご心配をおかけしておりました、いかるがパークウェイ三室交差点への本線部分の接続につきましては、去る11月30日の未明、午前2時25分頃でございます、に、無事、本線部への交通の切替えが行われたところでございます。現在のところ、三室交差点付近の整備は暫定形の状況でございます、早期完成に向けまして、次年度にかけ継続して工事が行われるとのことでございます。すでに本年3月に、都市計画道路法隆寺線が国道25号に接続し、いかるがパークウェイは小吉田モデル区間の東詰から、法隆寺線を介して国道25号に通じることとなっております。今般の交通切替えによりまして、三室交差点への本線接続となりまして、一定区間のバイパス機能が実現されることとなり、道路ネットワーク整備のひとつの節目を迎えることとなりました。今後、いかるがパークウェイの事業効果をさらに高めていくためには、小吉田モデル区間の東端から東側への延伸が重要となってまいります。こうしたことから、町といたしましても、早期整備に向け、関係各所への積極的な働きかけを行ってまいりますとともに、引き続き、国とも連携、調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、継続審査（１）都市基盤整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 切替え後からガードマンついていただけてますけど、あれはいつまでついてももらえるのでしょうか。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 期限として当町として伺っているところではございませんが、当面の間というところで、いま伺っている状況でございます。

木澤委員 まだこれから整備はされていくと思うんですけど、先日、紅葉ヶ丘のほうから三室住宅に向けて、高架の下ですね、側道のほうを北に向いて行こうと思ったら、反対側の側道から入ってくる矢印があるんですけど、紅葉ヶ丘のほうから行ける矢印ついてなかったんです。元々は、切替えるまでは片側対向できましたんで、矢印がついてないと、向こう側に回るんじゃないし、手前側を右折してしまうんじゃないかなと、すごい危ないなと思ったんですけど、そんなんって、これからまだいろいろ標識なんかも変わっていくんですか、今の段階で。もう、あれはあれで標識というんですかね、道路標識、あの辺はもう完成なんですか。

都市整備課長 側道の仕上げというのが、これからの工事の中にも入ってまいります。今、現在北側の側道の位置、と申しますのも、今、若干北側に寄っているんですけども、もう少し南側に側道の道路部分が出てまいります。すなわち北側に歩道ができてくるというような形になるんですけども、こういう形で線形自体が変わってまいりますので、路面表示等もこれから工夫をされていくというところで伺っているところでございます。

木澤委員 私、たまたま通ってそういうふう感じたんですけど、地元からは何か要望とか、ガードマンの対応とか、そういう声は出ていないですか。

都市整備課長 今、当該箇所についても、どうも交通の交錯があるというご心配をいただいているところでございますので、誘導員の配置ということをお聞きしておりますのと、一方通行等々も生じておりますことから、これまでの交通形態と変わるところについての誘導員等の配置もしくは表示看板の設置こういったものについては要望として伺っているところでございまして、これらについては適宜、奈良国道事務所へ申し入れをしていくところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 なければ、ちょっと私1点。今まだ工事の方暫定残っている、見込みの話、いつぐらいまでについていう話も何も聞いていないですかね。
松岡都市整備課長。

都市整備課長 現段階お聞きしておりますのが、来年度の中頃には完成形を目指したいというふうにお伺いをしているところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第60号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、理事者の報告を求めます。

面巻総務部長。

総務部長

それでは、3. 各課報告事項、(1) 議案第60号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

本会議に付託いたしました条例のうち、本委員会に関する事項につきまして説明し、ご報告を申し上げます。恐れ入りますが、議案書末尾、督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(要旨)をご覧くださいと思います。

本条例は、督促手数料における郵送料相当額等を適正に反映させるために関係する条例において所要の改正を行うものでございます。本委員会の関係では、(4) 斑鳩町道路占用料に関する条例の一部改正が該当するものでございます。その改正内容につきましては道路占用料にかかる督促手数料の金額について、現行20円を100円とするものでございます。なお、斑鳩町法定外公共物管理条例におきまして、道路法の適用を受けない道路等で公共の用に供される道路の占用にかかる督促手数料の金額につきましては、斑鳩町道路占用料に関する条例の規定を準用しておりますことから、これにつきましても100円となることをあわせて申し上げます。

以上、議案第60号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、本委員会に関する事項につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員

純粹に他が50円なのに、なんでこれだけ20円なんですか。

委員長

植村都市建設部長。

都市建設
部長 道路を占有する者のほとんどが、電力会社あるいは通信会社などの事業者でございまして、これまでも滞納がなく、いわゆる督促状を発するということがございませんでした。督促手数料を請求するというケースがなかったことから、金額をこれまで改正するに至ってなかったというふうに考えております。しかし、金額につきましては、督促状の送付に要する費用を勘案するというのは当然のことでございますから、このたび町税等と整合をとろうとするものでございまして、この改正についてはご理解いただきたいと思っております。

委員長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)議案第66号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の報告を求めます。

植村都市建設部長。

都市建設
部長 それでは、議案第66号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)の内、当委員会の所管に関することにつきまして一括してご説明申しあげたいと思っております。

まず、議案書の20ページをご覧いただきたいと思っております。第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第2目 農業総務費でございまして、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正といたしまして、68万8千円の増額補正をお願いするものでございまして、次に、21ページでございまして、第7款 土木費、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございまして、同じく人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正といたしまして1,426万2千円の減額をお願いするものでございまして、次に、22ページでございまして、第4項の都市計画費、第1目 都市計画総務費でございまして、これにつきましても人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正といたしまして794万

4千円の減額補正をお願いするものでございます。次に、第2目の下水道費でございます。これは下水道事業会計への補助金、下水道事業会計の人件費に係るものでございますが、これにつきまして563万8千円の増額をお願いするものでございます。最後に、景観保全対策事業費でございますが、指定寄附金の追加による財源振替でございます。

以上で、議案第66号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管に関するものについての説明といたします。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 22ページの最後に説明してくれはった、この「指定寄附金」なんですけども、これはふるさと納税のことですか。

委員長 植村都市建設部長。

都市建設 はい、そのとおりでございます。

部長

木澤委員 すみません、ちょっと、項目っていうんですかね、どういうあれで寄附してくれはったか。

都市建設 寄附の申し込みのうち、寄附金の使い道という欄がございまして、「潤いのある魅力的なまちづくり」の中の「風景・景観の形成」というところをご指定をいただいたというところでございます。

木澤委員 それが下水道のほうにというのは。環境対策という項目になっていますけども、具体的にはどういう。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 都市整備課で所管する事業でございまして、景観保全対策というところ
でございまして。ですので、景観形成作物の栽培でございまして、という
ような事業を行っているものでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3) 農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の募集につい
て、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林課長 それでは、各課報告事項、斑鳩町農業委員会委員・農地利用最適化推進
委員の募集についてご説明をさせていただきます。

資料1をご覧いただきたいと思います。現在の斑鳩町農業委員会委員及
び農地利用最適化推進委員の任期が令和2年7月19日で満了となり、次
期の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集を行います。

募集につきましては、1月号の町広報紙へ募集記事の挟み込みを行うと
ともに、町ホームページにも募集記事を掲載し幅広く募集を行ってまい
りたいと考えております。

まずは、募集内容について説明させていただきます。農業委員の主な業
務内容につきましては、農業委員会総会へ出席し、農地の権利移動等の議
案審議、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止と解消、
新規参入の促進、農地中間管理機構等との連携、農地利用最適化推進委員
と連携した活動となっております。農地利用最適化推進委員の主な業務内
容は、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止と解消、新
規参入の促進、農業委員会への意見提出や総会への出席、農業委員と連携
した活動となっております。

募集人数は、農業委員が14名、農地利用最適化推進委員が4名。任期
は、農業委員が令和2年7月20日～令和5年7月19日の3年間であり
ます。農地利用最適化推進委員は、農業委員会で委嘱した後から令和5年

7月19日までとなっております。

報酬は、農業委員、農地利用最適化推進委員とも基本給月額24,200円、能率給として農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で町長が定める額となっております。

資格につきましては、農業委員・農地利用最適化推進委員ともに農業委員会法第8条第4項に該当しないこと。毎月平日に開催する農業委員会総会へ出席することとしております。

その他に、農業委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者となっております。

選考方法につきましては、提出書類をもとに、書類審査等により選考を行います。応募方法につきましては、推薦用紙又は応募用紙に必要事項を記入し、農業委員会事務局へ持参又は郵送することとしております。農業者3名以上からの推薦を受けて応募する方法、農業者が組織する団体とその他の関係団体からの推薦を受けて応募する方法、一般応募による応募となっております。次に、受付期間は令和2年1月10日（金）～同年令和2年2月6日（木）までとしております。

その他、農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。中立委員とは、農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない者をいいます。

その他、詳細につきましては、募集要項を参照してください。

募集要項及び応募用紙等につきましては、農業委員会窓口で配布いたします。また町ホームページよりダウンロードできるというものです。

なお、1月号広報配布日の12月26日から農業委員会・建設農林課窓口で応募用紙等を配布いたします。また同日から町ホームページでの掲載も予定しております。

以上、斑鳩町農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の募集についてでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員。

中川委員 資格のところで、次のすべてに該当すること、とありますが、①農業委員会法第8条第4項というのは、どのような内容の法律なんでしょうか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 農業委員会等に関する法律8条第4項についてでございますが、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者、その他法令等により委員との兼職が禁止されている者となっております。

中川委員 その法律の内容は、その募集要項かどっかに記載されてんのかな。応募したい人がその、この内容わかるっていうか、わからへんままされる場合もあるのかなと思って。

建設農林課長 こちらの今回募集する記事につきましては、スペースが限られておりますので、こういった表現にしておりますが、今後配布する募集要項等々には詳細に記入のほうしていきたいと考えております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今回これ2回目、法律かわって2回目の募集になると思うんですけど、私1回目の募集のときに、どういう基準というんですかね、項目で評価をされるのかっていうのをきちっとやっぱり明らかにするべきじゃないかと公表するべきじゃないかなということで意見を申しあげたと思うんですけども、今回、この点については改善はされるんでしょうか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 今回の募集に関しましては、募集要項、応募用紙を配る際に評価項目について公表する予定でございます。

木澤委員 どんな形で公表されるのでしょうか。

建設農林課長 現在考えておりますのは、評価項目の内容につきましては、12月16日に開催いたします農業委員候補者評価委員会において、評価項目を決定していく予定でございます。ですので、現段階で評価項目について決定しているわけではございませんので、ご理解お願いいたします。

木澤委員 また、決定したのちですね、例えばホームページに掲載するとか。その点について。

建設農林課長 募集に関する記事について1月号広報の挟み込みを予定しております。それで、募集要項、募集用紙の配布については、1月広報の配布予定日であります12月26日から農業委員会の窓口及び町ホームページでダウンロードできるように予定しており、その際に評価項目についてもあわせて公表する予定でございます。

委員長 他に、ございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって各課報告事項については終わります。次に、4. その他について、各委員さんから質疑・ご意見等がありましたらお受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。
次に、継続審査について、お諮りいたします。
お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

(午前9時36分 閉会)